

二階堂学園創立百周年記念事業

トクヨ先生の理想を未来へ広げるビジョンとして、講堂・研究室を含む記念総合体育館を設立します。



(仮称) 二階堂学園創立百周年記念体育館

地上	7階
地下	2階
総平米数	19,874㎡
総工費約	85億円
募金目標	3億円
完成予定	2023年3月

松徳会会員の皆様の力で目標達成できますようお願いいたします。



■2階～6階 研究室



■1階 エントランスホール



■地下2階 ランニングスペース



■地下1階～1階 講堂



■地下2階 武道場(柔道場・剣道場)



■6～7階 体育室(球技場)

募金の目的

「キャンパス整備事業」

各設置学校において、快適な学生生活を送ることを目的とした学習環境整備事業です。

- ・日本女子体育大学 複合型新体育館棟の新設
- ・高等学校 ICT教育環境整備事業
- ・幼稚園、保育園 教育環境整備事業

「あすなろ奨学金事業」

成績優秀な学生等に対して、海外留学費用の一部を補助する給付型奨学金です。

「Active Support事業」

学生、生徒の自由なテーマに基づく諸活動に対する支援事業です。

寄付の方法及び注意点

同封の振込用紙に記入の上郵便局にてお振込みをお願いいたします。

*振込人氏名は、卒業生ご本人のお名前でお振込み下さい。

(免税措置を受けられるのは、納税者本人が寄付をした場合に限られます。)

寄付者の顕彰

●寄付者芳名録

ご寄付をいただいたすべての方のご芳名を記載した「芳名録」を作成し、未永く顕彰させていただきます。

●寄付者銘板

募集期間内に個人の方合計50万円以上、法人合計100万円以上の寄付をいただいた方のご芳名を刻んだ銘板を設置し、感謝をこめて未永く顕彰させていただきます。

寄付情報の取り扱いについて

ご寄付をいただきました方の個人情報は、本学園の「個人情報保護方針」「個人情報保護に関する規則」にもとづき厳重に管理し、本目的以外に使用することはありません。

税制上の優遇措置

(1) 所得税法上の寄付金控除

学校法人二階堂学園へのご寄付は、「特定公益増進法人」への特定寄付金として税法上の優遇措置を受けることができます。

寄付者の選択により、どちらか一方の制度を活用する事が認められています。

■税額控除制度(平成23年度税制改正による新制度)

所得税率に関係なく所得税額から直接控除されるため、所得控除制度と比較して減税効果が大きくなります。

所得税控除額^{*1} = (寄付金額^{*2} - 2,000円) × 40%

※1 所得税控除額は、その年の所得税額の25%が上限となります。

※2 控除対象となる寄付金額は、その年の総所得金額等の40%が上限となります。

所得税の寄付金控除と個人住民税の寄付金税額控除の適用を受ける場合は、ご寄付いただいた翌年に所轄税務署で確定申告を行ってください。

確定申告の際には、特定公益増進法人証明書(写)と本学発行の寄付金領収書が必要となります

「特定公益増進法人証明書(写)」は、学園で入金が確認され次第、領収証と併せてお送りいたします

$$\text{税額控除額 (上限: 所得税額の25\%)} = \left(\begin{array}{c} \text{寄付金の額} \\ \text{(上限: 総所得金額等の40\%)} \end{array} - 2,000円 \right) \times 40\%$$

■所得控除制度

所得控除を行った後に所得税率をかけるため、所得金額に対して寄付金額が大きい場合には減税効果が大きくなります。

所得控除額 = 寄付金額^{*3} - 2,000円

※3 控除対象となる寄付金額は、その年の所得税額の25%が上限となります。

$$\text{寄付金控除額} = \begin{array}{c} \text{寄付金の額} \\ \text{(上限: 総所得金額等の40\%)} \end{array} - 2,000円$$

(2) 個人住民税の寄付金税額控除(地方公共団体の条例により指定された場合に限り)

お住まいの都道府県・市区町村の条例によって、当学園への寄付が住民税の寄付金税額控除の対象として指定されている場合には、住民税の寄付金税額控除の適用を受けることができます。

※ご寄付いただいた年の翌年1月1日現在の住所地の都道府県・市区町村の条例指定が必要となります。

$$\text{住民税の控除額} = \left(\begin{array}{c} \text{寄付金の額} \\ \text{(上限: 総所得金額等の30\%)} \end{array} - 2,000円 \right) \times \text{控除率}\%$$

控除率 = 都道府県が指定した寄付金 → 4%
市区町村が指定した寄付金 → 6%